

日 絹 月 報

平成 21 年 2 月号 第 383 号

発行：社団法人日本絹人繊維物工業会

日本絹人繊維物工業組合連合会

Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

本号の主なニュース

1. 日本繊維産業連盟 21 年役員総会の開催
2. 当会事務局代表者会議の開催
3. 第 32 回繊維通商問題研究会の開催について
4. 省エネ法の改正について

◇ 日本繊維産業連盟 21 年役員総会の開催 ◇

1. 日本繊維産業連盟（繊維連）の平成 21 年役員総会が去る 1 月 28 日東京プリンスホテルにおいて開催された。前田繊維連会長は、繊維連の活動について、一昨年経済産業省と一体になって取り纏められた新しい繊維ビジョン「繊維産業の展望と課題」に則って積極的な活動を進めていることを強調し、次のような挨拶をした。

現在、日本の繊維産業を取り巻く事業環境は、米国の金融危機に端を発する世界同時不況と、最大の繊維生産国である中国の構造的な供給過剰の影響などを受け、生産・販売の縮小や、採算の悪化、倒産・廃業の増加など極めて深刻な状況にある。

しかしながら、世界経済はいわゆる金融バブルが崩壊する中で、实体经济の骨格をなす産業の価値が見直される歴史的な転換期を迎えている。これまで幾多の試練を乗り越えて来た産業のフロントランナーとして、日本の繊維産業はこの厳しい環境を克服し、グローバルな産業として生き残らねばならない。

その意味で、新繊維ビジョンに示された 3 つの柱である①構造改革、②技術力の強化、③情報発信力・ブランド力の強化と 2 つの基盤強化である「国際展開の推進」「人材の確保・育成」は、現下の厳しい事業環境にあっても揺るがない産業の指針そのものであることを再度しっかりと認識してもらいたい。

2. なお、役員総会で役員人事の選任が行われ、10年間にわたって会長として活躍されていた前田会長と桜井常任顧問が退任し、新たに下村彬一氏（前繊維産連副会長・現東レ㈱取締役会長）が繊維産連会長に就任した。

3. 平成21年の繊維産連の活動方針は以下のとおり。

基本指針である「創造と信頼の繊維産連」に則り、会員相互の「信頼」関係をより強化しながら「工商一体のトータルインダストリー」として新しい繊維産業を「創造」するべく、新繊維ビジョンの課題に積極的に取り組んでいく。また、繊維産連のサブテーマである「提言と実行」に則り、自らの構造改革を実行していくと共に、政府に対しても、引き続き積極的な政策提言を行うことによって、その活動基盤を強化する。

そのような基本理念に基づき、本年は次の9つの方針に基づいて活動する。

①繊維産業の構造改革の推進（国際的な環境変化に対応したグローバルな事業構造改革、国内の流通構造改革の推進、産地活性化と中小企業の自立化推進、業界再編推進による国際競争力強化）、②新素材・新商品・新技術の開発（新素材・新商品の開発促進、新技術開発、繊維クラスターによる産学官連携の研究、開発促進）、③環境問題、製品安全問題への取り組み（環境問題への取り組み、製品安全問題への取り組み）、④情報発信力・ブランド力強化（技術と感性を融合させた日本素材の徹底訴求、ジャパン・ファッション・ウィークをコアとする日本ファッション振興イベントの積極的展開）、⑤工商一体の貿易拡大（F T A／E P A交渉の継続、中小企業の輸出振興、知的財産問題への対応、貿易救済措置の機動的な発動）、⑥国内事業基盤の維持強化（高コスト構造の是正、中小企業向け金融支援の継続）、産地クラスター活動の強化）、⑦人材の確保と育成（必要な人材の確保・育成、人が育つ環境の整備）、⑧税制問題について（中小企業対策税制の抜本強化、法人税実効税率の引下げ、環境税導入反対）、⑨国際化への積極的対応（第4回日中繊維産業発展・協力会議の開催、第3回世界四極会議の開催、第23次日韓繊維産連年次合同会議の開催、アセアン諸国の繊維産業との緊密な関係を維持強化、W T Oのドーハラウンド最終合意に向けて今年も欧米の繊維産業との連携強化、アジア化繊維産業連盟など各種繊維業界団体の国際化への積極的な取り組みを支援）

◇ 当会事務局代表者会議の開催について ◇

2月18日、当会は工業会・連合会の事務局代表者会議を開催した。

今回は、平成21年度に実施する緊急対策事業(産地救済事業)について、事業実施に先駆けて、産地組合事務局に対し日絹から事業概要の説明を行い、その後質疑応答を行った。産地救済事業については、去る1月20日の工業会・連合会の理事会・総会において、川中メーカー(産地機業)を取り巻く環境が急速に悪化している状況に鑑み、緊急対策として、現在実施されている産地振興助成事業の最終年(平成24年度)の計画を前倒し、産地救済事業を追加して平成21年度に実施することが合意・承認されている。

また、当日は経産省の担当官を招き、平成21年度繊維関連予算及び1月の月例経済報告における景気の基調判断、わが国製造業の業況の先行き等について資料説明があった。

その他議題については、連合会の定款変更、平成21年度に実施が予定されている海外展、国内展など各種事業の案内、また、各国のEPA交渉の状況、外国人労働者問題、知的財産保護、雇用安定助成金などについて、最新の情報提供を行い、産地組合との交流を深めた。

◇ 第32回繊維通商問題研究会の開催について ◇

第32回繊維通商問題研究会が2月17日(火)に開催され、①特殊関税手続き見直し、②米国向け子供用衣料に関する安全規制強化、③最近のEPA交渉の状況、④EPA協力について、それぞれ説明と検討が行われた。

特殊関税手続き見直しについては、昨年12月に関税・外国為替等審議会(関税率分科会)に答申された不当廉売関税等の特殊関税制度につき、調査の迅速化、手続きの透明性の向上のための見直しを行う旨の紹介と説明が担当調査官からあった。関係法令の改正を経て、新年度から施行される予定である。

米国向け子供用衣料に関する安全規制強化については、新たに子供用製品について安全規制を強化する法律(消費者安全改正法)が2008年8月に成立したことを受けて、法律の概要、留意事項、繊維製品に含まれる可能性等の説明があった。

EPA関連では新たに2月1日からミャンマーとのASEANマルチ(AJCEP)が発効したことと他関連諸国との進捗状況についての説明があった。また、繊維分野の技術協力については、インドネシアとタイに関するミッション派遣と受け入れの進行状況が紹介された。

次の開催は「3月16日(月)14時～16時」の予定である。

◇ 改正省エネ法の周知のお願い ◇

平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）が改正された。今回の改正より、これまで省エネ法の対象になっていた事業者だけでなく、新しく省エネ法の対象になる事業者も相当数いるものと見込まれる。

なお、改正省エネ法については以下のとおりであるので周知方お願いします。

省エネ法（工場・事業場）が変わります

ー平成21年4月から準備が必要ですー

我が国は、京都議定書の目標を確実に達成するとともに、中長期的にも温室効果ガスの排出量を削減することが求められております。温室効果ガスの約九割はエネルギー起源の二酸化炭素であり、一層の地球温暖化対策の推進のため、省エネルギー対策の強化が求められております。こうした状況を踏まえ、平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）が改正されました（施行日は平成22年4月1日を予定。ただし、平成21年4月から1年間のエネルギー使用量の計測・記録が必要となります）。これまで一定規模以上の大規模な工場に対しエネルギー管理義務を課しておりましたが、今回の改正により事業所単位から事業者単位（企業単位）のエネルギー管理が義務づけられることとなり、業務部門に多く見られる中小規模の事業場を数多く設置する事業者が新たに義務の対象に加わることとなります。また、一定の要件を満たすフランチャイズチェーンについても、チェーン全体を一体として捉え、本部事業者に対し、事業者単位のエネルギー管理と同様な管理義務が課されることとなりました。ここでは、省エネ法の概要と主な改正のポイントなどについて以下にご紹介させていただきます。

1. 省エネ法とは

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）は、石油危機を契機に1979年（昭和54年）に制定されました。省エネ法は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場・事業場等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

（1）改正前の指定基準

燃料・熱・ガス・電気などのエネルギーを一定規模以上使用する工場・事業場は、その年間のエネルギー使用量（原油換算値）を工場・事業場ごとに国へ届け出て、エネルギー管理指定工場の指定を受けなければなりません。

（2）義務

エネルギー管理指定工場は、エネルギー管理者やエネルギー管理員の選任、エネルギーの使用の状況等の定期報告書や中長期計画書の提出、設備ごとのきめ細かな

現場でのエネルギー管理を工場・事業場単位で行なうことが義務付けられています。

2. 今回の主な改正のポイント

(1) 指定基準の改正

①工場・事業場単位から企業単位へ

今回の改正（平成 20 年 5 月改正）では、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー管理から、企業全体での管理に変わります。したがって、企業全体（本社、工場、支店、営業所など）の年間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1, 5 0 0 kℓ ※¹ 以上であれば、そのエネルギー使用量を企業単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。

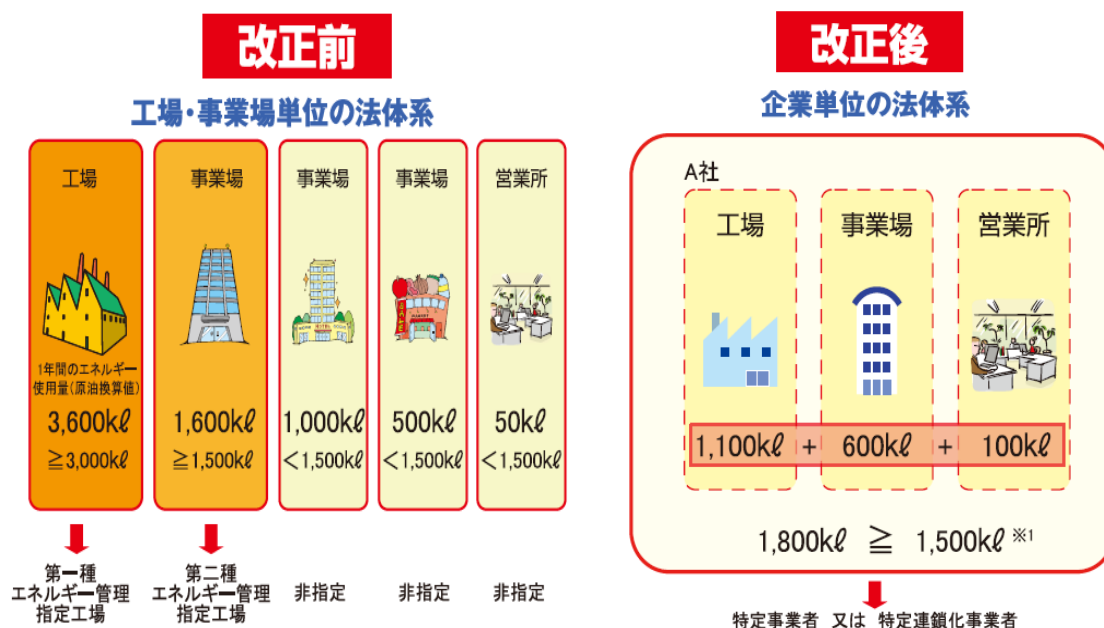
②特定連鎖化事業者も新たに規制の対象となり得ます。

コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンも同様に事業全体でのエネルギー管理を行わなければなりません。フランチャイズチェーン本部が行なっている事業について、約款等の取り決めで一定の要件を満たしており、かつ、フランチャイズ契約事業者（加盟店）を含む企業全体の年間の合計エネルギー使用量（原油換算値）が 1, 5 0 0 kℓ ※¹ 以上であれば、フランチャイズチェーン本部がその合計エネルギー使用量を国へ届け出て、特定連鎖化事業者の指定を受けなければなりません。また、エネルギー管理指定工場の指定については、これまで同様に一定規模以上のエネルギーを使用する工場・事業場等は、エネルギー管理指定工場の指定を受けることとなります。

※ 1 政令公布時に正式決定します。

(2) 報告書等の提出単位の変更

エネルギー管理指定工場の義務のうち、定期報告書、中長期計画書の提出が従来の工場・事業場単位での提出から企業単位での提出に変わります。



特定事業者及び特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者（企業の事業経営に発言権を持つ役員クラスの者など）とエネルギー管理企画推進者（エネルギー管理統括者を実務面で補佐する者）※²をそれぞれ1名選任し、企業全体としてのエネルギー管理体制を推進することが義務付けられます。

※² エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士から選任しなければなりません。

3. 企業全体でのエネルギー使用量の把握

今回の改正に伴い企業全体でのエネルギー使用量の把握に努めていただく必要があります。

（1）エネルギー使用量データの記録

エネルギー使用量は平成21年4月から1年間記録する必要があります。下記フロー図のとおり、企業全体での年間の合計エネルギー使用量（平成21年4月～22年3月まで）を正確に把握し、1,500kℓ※¹以上であればエネルギー使用状況届出書を平成22年度に管轄の経済産業局へ届け出なければなりません。



年間のエネルギー使用量が1,500kℓ以上となる事業者の目安			
小売店舗	約3万m ² 以上	コンビニエンスストア	30～40店舗以上
オフィス・事務所	約600万kWh/年以上	ファーストフード店	25店舗以上
ホテル	客室数300～400規模以上	ファミリーレストラン	15店舗以上
病院	病床数500～600規模以上	フィットネスクラブ	8店舗以上

【注意】事業所の立地条件（所在地、等）や施設の構成（例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養型病院）等によってエネルギーの使用量は異なります。あくまで一般的な目安として例示したものです。

①平成21年4月から1年間、全ての工場・事業場のエネルギー使用量（原油換算値）を把握してください（例：電気・ガスについては、毎月の検針票に示される使用量を把握）。

②エネルギー使用量を以下ア～ウの手順で原油換算値へ換算してください。

ア 使用した燃料・熱・ガス・電気ごとに全社の年間の使用量を集計してください。

イ アの使用量に燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数を乗じて熱量（GJ）を求めた後合計して年間に使用したエネルギー量（熱量合計、GJ）を求めてください。

ウ イの年間の使用熱量合計（GJ）に、0.0258（原油換算kl/GJ）を乗じて年間のエネルギー使用量（原油換算kl）を求めます。

また、事業所ごとに各月ア～ウを行い事業所ごとのエネルギー使用量を求めてから合計する手順もあります。

（３）合計が1,500kl※¹以上の場合は、平成22年度に経済産業局へ届け出てください。燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数の具体的数値、集計用の簡易ツールは下記URLを参照してください。

（URL）http://www.eccj.or.jp/law06/xls/07_01.xls

簡易ツールの画面

エネルギーの種類		使用量			換算係数		
		単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	
燃 料 及 び 熱	原油	kl	0		38.2	GJ/kl	
	原油のうちコンデンセート(NGL)	kl	0		35.3	GJ/kl	
	揮発油(ガソリン)	kl	0		34.6	GJ/kl	
	ナフサ	kl	0		33.6	GJ/kl	
	灯油	kl	0		36.7	GJ/kl	
	軽油	kl	0		37.7	GJ/kl	
	A重油	kl	3,308	129,342.8	39.1	GJ/kl	
	B・C重油	kl	0		41.9	GJ/kl	
	石油アスファルト	t	0		40.9	GJ/t	
	石油コークス	t	0		29.9	GJ/t	
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t	0		50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス	千m3	0		44.9	GJ/千m3
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t	0		54.6	GJ/t
		その他可燃性天然ガス	千m3	0		43.5	GJ/千m3
	石炭	原料炭	t	0		29.0	GJ/t
		一般炭	t	0		25.7	GJ/t
		無煙炭	t	0		26.9	GJ/t
	石炭コークス	t	0		29.4	GJ/t	
	コールタール	t	0		37.3	GJ/t	
	コークス炉ガス	千m3	0		21.1	GJ/千m3	
	高炉ガス	千m3	0		3.41	GJ/千m3	
	転炉ガス	千m3	0		8.41	GJ/千m3	
	その他の燃料	都市ガス 13A	千m3	2,993	134,685.0	45.0	GJ/千m3
		*	0			GJ/*	
		**	0			GJ/**	
	産業用蒸気	GJ	0		1.02	(換算係数)	
	産業用以外の蒸気	GJ	0		1.36		
	温水	GJ	0		1.36		
	冷水	GJ	0		1.36		
			0				
			0				
小計①				264,027.8	6,811.9		
電 気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh	14,916	148,712.5	9.97	GJ/千kWh
		夜間買電	千kWh	5,314	49,313.9	9.28	GJ/千kWh
	その他	上記以外の買電	千kWh	0		9.76	GJ/千kWh
		自家発電	千kWh	()			GJ/千kWh
	小計②		千kWh	20,230	198,026.4		
合 計 GJ (③=①+②)					462,054.2		
原油換算 kl					11,921.0	0.0258	kl/GJ

以上で、省エネ法の概要と主な改正のポイントについてのご紹介を終わらせて頂きますが、ご質問などございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡頂けますよう宜しくお願い申し上げます。また、繰り返しになりますが、今回の改正に伴い、平成21年4月から企業全体でのエネルギー使用量を把握して頂き、年間のエネルギー使用量が1,500kl^{※1}（原油換算値）以上となる場合には、平成22年度に「エネルギー使用状況届出書」を管轄の経済産業局にご提出頂く必要があります。事業者の方々におかれましては遺漏無きようご対応頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

お問い合わせ先： 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー対策課

電話：03-3501-9726

FAX：03-3580-8439

動 向

- 1月22日 経済産業省繊維課長丹後産地視察
- 23日 同 西陣産地視察
- 27日 繊維産業流通構造改革推進協議会平成20年度第1回理事会
- 28日 日本繊維産業連盟常任委員会・役員総会・新年賀詞交歓会
- 〃 大日本蚕糸会 平成20年度養蚕経営成績検討会
- 30日 2009年日本繊維産業会議拡大常任委員会
- 2月 2日 日本絹業協会純国産絹マーク審査委員会
- 3日 日本繊維産業連盟幹事会「不正競争防止法の見直し」説明会
- 9日 全日本きもの振興会正副会長会議
- 17日 繊維産業流通構造改革推進協議会第1回経営トップセミナー
- 〃 日本繊維産業連盟第32回繊維通商問題研究会
- 18日 工業会・連合会事務局代表者会議

今後の会議議予定

- ☆ 全日本きもの振興会第100回理事会
2月23日（月）11時 於 京都産業会館
- ☆ 大日本蚕糸会 蚕糸・絹業連携システム全国推進協議会
2月24日（火）13時30分 於 蚕糸会館
- ☆ 第10回東京ファイバー展実行委員会
2月26日（木）13時30分 於 繊維会館

- ☆ 日本繊維倶楽部平成２０年度第７回定款改定検討委員会
２月２７日（金）１４時 於 繊維会館
- ☆ 当会 正副会長・正副理事長会議
３月３日（火）１２時 於 日絹会館
- ☆ 日本絹人繊維物振興連盟監査会
３月９日（月）１１時 於 日絹会館
- ☆ 自由民主党と各種団体との懇親会
３月１１日（水）１７時３０分 於 自民党本部
- ☆ 工業会理事会・評議員会・臨時総会
３月１２日（木）１１時３０分 於 ホテルグランドパレス
- ☆ 連合会理事会・臨時総会
３月１２日（木）１２時 於 ホテルグランドパレス
- ☆ シルクセンター国際貿易観光会館開館５０周年記念式及び祝賀パーティ
３月１２日（木）１８時 於 ワークピア横浜
- ☆ 大日本蚕糸会内外シルク講演会
３月１３日（金）１４時 於 蚕糸会館
- ☆ 日本繊維産業連盟第３３回繊維通商問題研究会
３月１６日（月）１４時 於 繊維会館
- ☆ 大日本蚕糸会評議員会
３月１８日（水）１０時３０分 於 蚕糸会館

イベント

- ☆ ふくいテキスタイルステージ展示商談会（福井県繊維物構造改善工業組合）
２月２６日（木）～２７日（金） １０時～１８時（２７日は１７時まで）
会場：青山ベルコモンズ
- ☆ 鶴岡シルクサミット（鶴岡桐生繊維物協同組合）
２月２８日（土）１３時３０分～１７時
会場：東北公益文科大学大学院ホール
- ☆ ２００９桐生テキスタイルプロモーションショー（桐生繊維物協同組合）
３月１１日（水）～１２日（木） １０時～１８時（１２日は１７時まで）
会場：青山テピア
- ☆ ２００９西陣織大会（西陣織工業組合）
３月２０日（金祝）～２２日（日） １０時～１６時
会場：京都みやこめっせ